

## 所管事項調査に関する資料

### 目次

ページ

#### 生活保護業務の実施体制について

- 1 生活保護ケースワーカーについて…………… 1
- 2 長崎市のケースワーカーの配置状況…………… 2
- 3 ケースワーカー負担軽減のための取組み…………… 3

#### 【参考】

- 県内福祉事務所の現業員配置状況…………… 4

中央総合事務所

平成30年12月



## 1 生活保護ケースワーカーについて

### (1) ケースワーカーの役割

被保護者に対する保障・支援を実践する、直接の援助者。

(社会福祉法第15条第4項: 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。)

- ・被保護者の最低生活の維持の保障(保護費の算定・支給)
- ・被保護者の自立を助長するための支援

#### 【参考】ケースワーカーの主な業務

- ア 生活保護扶助費認定・変更処理
- イ 生活状況把握(面接、家庭訪問、電話連絡)
- ウ 各種調査(収入、資産、他法他施策活用、扶養、稼働能力)
- エ 支援、助言、指導、指示(生活、家計管理、健康、介護、就労、子の健全育成)
- オ 関係機関との調整(病院、介護機関、包括支援センター、学校等)

### (2) 社会福祉法におけるケースワーカーの定数

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

(所員の定数)

第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数
- 三 (略)

平成12年に、ケースワーカー(常勤公務員)の配置基準を最低基準数から、標準数に改正され、弾力的運用が可能となっている。

#### 【参考】

○ 旧社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)

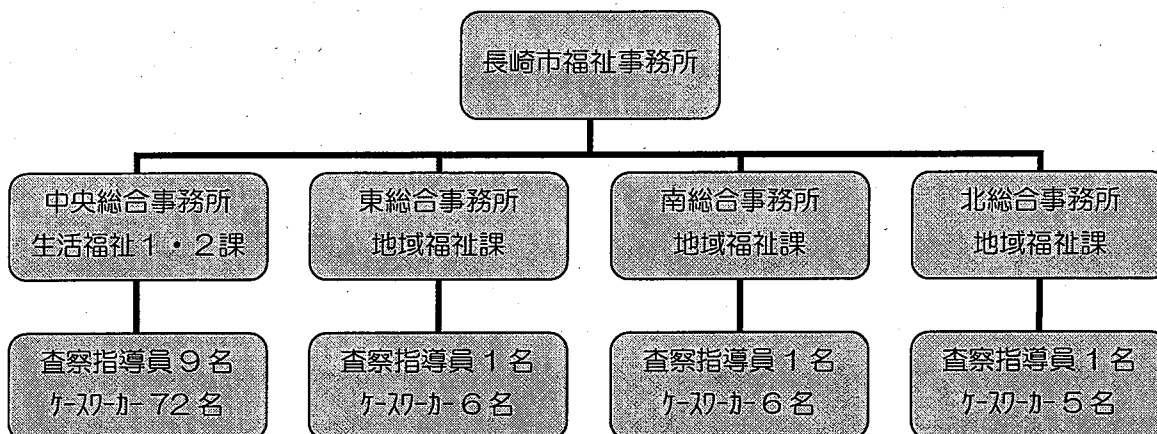
(所員の定数)

第十五条 所員の定数は、条例で定める。但し、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数以上でなければならない。

- 一 (略)
- 二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数
- 三 (略)

## 2 長崎市のケースワーカーの配置状況

### (1) 査察指導員とケースワーカー数



※課長級、査察指導員以外の係長級及び庶務経理担当の係員を除く。

### (2) ケースワーカーの標準数との比較

被保護世帯数 (H30.10.現在)	社会福祉法に定める 標準数	ケースワーカーの定数	差
9,460 世帯	118 名	89 名	▲29 名

### (3) ケースワーカー数の推移

年度	被保護世帯数A	標準数B※	長崎市の定数C	差D(C-B)
平成 11 年度	3,549 世帯	44 名	46 名	2 名
平成 16 年度	5,421 世帯	67 名	52 名	▲15 名
平成 21 年度	7,658 世帯	95 名	73 名	▲22 名
平成 26 年度	9,728 世帯	121 名	83 名	▲38 名
平成 30 年度	9,460 世帯	118 名	89 名	▲29 名

※平成 11 年度の標準数は、旧社会福祉事業法での最低基準数

### 3 ケースワーカー負担軽減のための取組み

ケースワーカーの配置数が、社会福祉法に定める80世帯に1人の標準数と比較すると少ない状況を踏まえ、国の補助事業を活用し、就労支援の業務を民間事業者へ外部委託しているほか、特に知識を必要とする年金業務や就労支援、子どもの健全育成など専門知識を有する嘱託員14名を配置し、ケースワーカーの負担軽減に努めている。

#### (1) 専門職員(嘱託員)の配置

事業名等	配置人数	主な業務内容	支援者数 (H29年度)
就労支援員	7名	求職活動に積極性が欠ける者への就労意欲の喚起や、各種就労支援から効果的な支援を選択し活用を促す。	314名
社会的自立支援員	1名	直ちに自発的な就職活動が困難な者に対し、就職活動に必要な基礎的なマナーや社会性を習得させるもの。	15名
子どもの健全育成支援員	1名	不登校等の問題を抱えた生活保護世帯の子どもの健全育成を支援する。	28名
年金調査員	1名	専門的な知識を必要とする年金の受給権調査や裁定請求などを行う。	91名
中国在留邦人等支援員	1名	日本語が不自由な中国在留邦人等に対し、生活支援を行う。	37名
警察OB嘱託	1名	元暴力団等、威嚇的、暴力的な行動をとる可能性がある相談者に対し、相談時の同席、訪問時の同行などを行う。	
医療担当嘱託	2名	レセプト点検審査	

#### (2) 業務委託等

事業名等	配置人数	主な業務内容	支援者数 (H29年度)
就労支援事業	8名	民間委託により「就労支援」に加えて、「就労準備支援」を一体的に実施することにより、支援対象者の置かれている状況に応じた的確で強力な就労支援を行うもの。	139名
	6名	ハローワークとの協定により、本人の希望、能力、適性等に応じて、専任職員が職業紹介や職業訓練の斡旋等マンツーマンでの体系的な支援を行うもの	284名

【参考】

【長崎県福祉保健課】

県内福祉事務所の現業員配置状況 (平成30年4月時点)

実施機関名	被保護者世帯数	標準数 A	配置状況			過不足人員 D-A	担当ケース数 (試算)		
			面接相談員 B	地区担当員 C	計 D=B+C		標準数 一人当たり E	実態 一人当たり F	差し引き F-E
	世帯	人	人	人	人	人	世帯	世帯	世帯
長崎市	9,536	119	3	86	89	▲ 30	80	107	27
佐世保市	4,134	51	4	59	63	12	80	66	▲ 14
島原市	406	5	0	5	5	0	80	81	1
諫早市	1,555	19	0	19	19	0	80	82	2
大村市	1,352	16	0	17	17	1	80	80	0
平戸市	328	4	0	4	4	0	80	82	2
松浦市	409	5	0	7	7	2	80	58	▲ 22
対馬市	749	9	0	12	12	3	80	62	▲ 18
杵岐市	384	4	0	8	8	4	80	48	▲ 32
五島市	657	8	0	8	8	0	80	82	2
西海市	293	3	0	6	6	3	80	49	▲ 31
雲仙市	490	6	0	6	6	0	80	82	2
南島原市	307	3	0	5	5	2	80	61	▲ 19
小値賀町	30	2	0	2	2	0	80	15	▲ 65
市町部計	20,630	254	7	244	251	▲ 3	80	82	2
西彼	431	6	0	8	8	2	65	54	▲ 11
東彼・北松	386	6	0	8	8	2	65	48	▲ 17
上五島	245	4	0	5	5	1	65	49	▲ 16
県事務所計	1,062	16	0	21	21	5	65	51	▲ 14